

教育民生常任委員会会議録

平成30年12月10日

宮古市議会

平成30年12月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(12月10日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	4
付託事件審査(3)	6
付託事件審査(4)	7
付託事件審査(5)	8
閉 会	16

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時 平成30年12月10日（月曜日） 午前10時
場 所 議事堂 委員会室

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (2) 平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 宮古市立学校条例の一部を改正する条例
- (4) 宮古市地区センター条例の一部を改正する条例
- (5) 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

熊 坂 伸 子 委 員 長	坂 本 悦 夫 副 委 員 長
白 石 雅 一 委 員	畠 山 茂 委 員
橋 本 久 夫 委 員	長 門 孝 則 委 員
加 藤 俊 郎 委 員	

欠席委員（0名）

なし

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1) (2)

保健福祉部長	中 嶋 良 彦 君	こども課長	伊 藤 貢 君
子育て支援係長	中 西 秀 彦 君	こども発達 支援センター所長	岡 崎 薫 君

(3)

教育部長	大 森 裕 君	教育委員会 総務課長	伊 藤 重 行 君
教育委員会 総務係長	中 嶋 剛 君		

(4)

教育部長	大 森 裕 君	生涯学習課長	田 中 富士春 君
社会教育係長	吉 田 真 理 君		

(5)

教育部長	大 森 裕 君	文化課長	高 橋 憲太郎 君
文化係長	伊 藤 哲 君		

議会事務局出席者

局 長	菊 地 俊 二	主 査	前 川 克 寿
-----	---------	-----	---------

開 会

午前10時 開会

○委員長（熊坂伸子君） おはようございます。

ただいままでの出席は7名でございます。若干予定時間より早いですが、皆さんお揃いのようにので、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。本日の案件は、付託事件審査5件、説明事項6件となっておりますので、スムーズな議事進行に御協力よろしく願いいたします。

なお、各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので、省略をいたします。それではこれより、本委員会に付託された議案の審査を始めます。

○

付託事件審査（1） 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 初めに、議案第14号、宮古市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

はい。長門委員。

○14番（長門孝則君） すいませんちょっと参考までにお聞きします。認定こども園法っていう法律は、ありますがね。それでね、今回の条例の改正理由が、認定こども園法の第9条が11条に変わったということです。

そうであれば、この条例の一部改正の理由を認定こども園法の改正に伴い、条例の一部を改正するというふうに、改正理由のところを、そうしたほうがいいんでないかなど。そういうふうに思ったものですから、お聞きしたんですが、その点ちょっと伺います。

○委員長（熊坂伸子君） はい、伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい、お答えいたします。

委員おっしゃるとおりなんですけれども、今回の改正に当たりましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が出てございまして、この法律をもとに宮古市のほうもですね、宮古市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例というのを定めてございます。

国の元の法令が変わったということで、それに合わせて、今条ずれを起こしている状況ですので、それを直そうということで、認定こども園もこの特定教育という条例の中に入っている部分でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） だいたいそうだとは思いますがね。これは準則か何か流れてきてましたか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） 国のほうから指示、直すようにというふうな通知は来てございました。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 認定こども園法の改正に伴うという表現のほうがね、なんかわかりやすいなど感じだったんでお聞きしました。はい、わかりました。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） すいません、ちょっと質問と確認。

特定教育保育施設っていうのは、これは幼稚園、保育所、認定子ども園ですよね。確か認可外保育所と認可外幼稚園が一緒になったときは、あれは何で言いましたっけ。ちょっと度忘れした。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤子ども課長。

○子ども課長（伊藤貢君） ええとですね、直接ですね、認可外の部分につきましては、こちらのほうで完結する部分ではなくて、県のほうになってございますので、特にこちらのほうで条例等を改正するという部分はございません。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） わかるんですけども、ちょっと頭の整理をするために聞いてんですけども。

要するに、認可外保育所と、認可外幼稚園が一緒になると認定保育園になるんですよ。その場合の、呼び名はなんて言いましたか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤子ども課長。

○子ども課長（伊藤貢君） すいません、即答できなくて。後ほど確認させていただきますけど、認定、あくまでも、市町村で認定していなくて、県のほうで認定外の部分は管轄してますので。すいません、後で報告させていただきます。

○13番（坂本悦夫君） あのね、認可外保育所と認可外幼稚園は一緒になれるんだよね。それが、認定子ども園なんです。けども、その呼び名をちょっと忘れて、あれなんでちょっと聞いたんですけども。それも特定教育、保育施設に入るんでしょう。

要するに認定子ども園は四つに分かれているはずなんです。認定外保育所と認定外幼稚園が一緒になることはできるんです。一緒になれば、子ども園になれるんだよ。それも含むんだよね、この特定教育保育施設っていうのは、そこをちょっと確認したかった。まあ、後でいいですよ。

○委員長（熊坂伸子君） 中嶋保健福祉部長。

○保健福祉部長（中嶋良彦君） 基本的に認定になるのは市の認定ですので、そうすると認可外ではなくて認定の施設になるということは、市の認定という手続が必要になると思いますので、詳細については確認の上後ほど報告させていただきます。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員よろしいですか。

はい。ほかに質疑はございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。

これより、議案第14号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） ないようですので、直ちにお諮りします。

議案第14号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は「原案可決すべきもの」と決定いたしました。

○

付託事件審査（2） 平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第15号。平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対する僻地保育所児童館

及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。長門委員。

○14番(長門孝則君) 今回は、31年12月まで延長ということですが、さらに延長ということは考えてはいないですか。

○委員長(熊坂伸子君) 伊藤こども課長。

○こども課長(伊藤貢君) はい、お答えいたします。

今の時点で、来年の12月まで延長しようということで、その以降の部分については、今のところまだ白紙状態でございます。

○委員長(熊坂伸子君) 長門委員。

○14番(長門孝則君) 年間の免除の額をもし把握していたら、ちょっとお聞きしたいんです。年間どのぐらい免除の額があるのか。

○委員長(熊坂伸子君) 伊藤こども課長。

○こども課長(伊藤貢君) はい。こちらのほうでを想定してる免除額はですね、学童の家の使用料ということで、21世帯、対象児童数にして27人の106万6000円ぐらいになるのかなというふうに考えてございます。

○委員長(熊坂伸子君) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。はい、加藤委員。

○18番(加藤俊郎君) ただいまの長門委員に関連するんですが、その21世帯27人が現在のところ対象だということ、120万おおよそ120万ですか、負担するの。106万、106万円の財源負担はどういうふうになってるんですか。

○委員長(熊坂伸子君) こども課長。

○こども課長(伊藤貢君) はい。この106万円につきましては宮古市の単独事業ということで、宮古市の持ち出しというふうになります。

○委員長(熊坂伸子君) 加藤委員。

○18番(加藤俊郎君) この事業は宮古市だけの単独の事業で、他市町村はないということですか。

○委員長(熊坂伸子君) 伊藤こども課長。

○こども課長(伊藤貢君) はい。あくまでもの台風10号ということになってございますので、岩泉さんのほうではあるように記憶してましたけれども、その市町村ごとの判断によるものというふうに理解しています。

○委員長(熊坂伸子君) 加藤委員。

○18番(加藤俊郎君) そうすると国とか県からの助成っていうのはない。

○こども課長(伊藤貢君) はい。

○委員長(熊坂伸子君) 伊藤こども課長。

○こども課長(伊藤貢君) はい。この平成28年の台風10号に関しましては、国県からの補助はございません。

○18番(加藤俊郎君) わかりましたはいありがとうございます。

○委員長(熊坂伸子君) よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

なければこれで質疑を終わります。

これより、議案第15号に対する討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（熊坂伸子君） ないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第15号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は「原案可決すべきもの」と決定いたしました。

○

付託事件審査（3） 宮古市立学校条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第16号、宮古市立学校条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） はい、学校給食のほうでお聞きしたいんですが、攝待地区に給食車が入らなくてもよくなるってということについて、あそこに配達していただいている料金の見直し。あれは何でしたっけ、指定管理でやってるんですか。そのことについての見直しは出てくるんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育委員会総務課長

○教育委員会総務課長（伊藤重行君） はい。配送業務については委託をしておりますけれども、その分の見直しは出てきますが、金額的にどれくらいかというのは、まだ聞いてません。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員いいですか。

ほかに質疑はございませんか。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） この廃止後なんですけども、廃止後に何に使いたいとかっていう、地域からの要望はないんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（伊藤重行君） 現在、廃校舎に限らず公共施設の用途廃止後、結局学校でなくなった後の用途廃止後の利活用、取り扱いについては、まず市では、庁舎内、宮古市としてまず使うことはありませんかというのから始まって、その次に地域。地域で使うかどうかと。地域でもなかったらば、今度是对世の中と、民間と。民間でもなかったらば、最後は取り壊しということになります。

ただ、皆さん御存じのとおり、あの学校は平成8年の、大変立派な学校でございまして、まず用途廃止後、市としてどうするかという部分から考えていかなきゃならないと。

地域からの要望につきましては、現在、体育館をかなり利用されているということから、ほかの廃校後の学校も、いわゆる行き先が決まらない間は、教育委員会が管理をしまして、地域で使いたいということになれば、まずは行政財産の使用許可ということで、地域の皆さんに体育館等の利用をしてもらってるというのが現状であります。

○委員長（熊坂伸子君） はい。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） そうすれば、体育館を使わせてほしいという要望はあったと。校舎のほうはなかったと。

何かあの、攝待のほうで学校を、廃校のあとは使いたいってという要望があったとかって聞いてたもんですから、今お伺いしたんですけども。課長がおっしゃるとおり、立派な学校なんですよ。体育館を使いたいということだったのかなっていうのを、確認させていただきました。今後の予定、計画は今のところないということなんですよね。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（伊藤重行君） まずは庁内で使うところがありませんか、というところからスタートしていくということになります。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですかほかに質疑はございませんか。

ほかになければこれで質疑を終わります。

これより、議案第16号に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） ないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第16号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は「原案可決すべきもの」と決定いたしました。

○

付託事件審査（４） 宮古市地区センター条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第17号、宮古市地区センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。はい橋本委員。

○9番（橋本久夫君） この地区センター、八木沢の住所が変わって、大きく変更したってということですが。1月5日からもう施行するということですか。完全にもう供用開始ってということで、その日から供用開始していく考え方ですか。

○委員長（熊坂伸子君） はい、田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） はい。12月に引っ越しの準備等を行いまして、1月5日から供用開始というふうに考えてございます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） あと、管理運営体制は従来どおりの形になってくるんでしょうか。だいぶ住所が大きく、場所も変更したんで、その辺の運営上の人員も変わるのか、その辺の仕組みはどうでしょう。

○委員長（熊坂伸子君） はい、田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 現在、八木沢の地区センター運営委員会ということで、そちらのほうに指定管理しておりまして、そのまま移行するというふうに担当課としては考えております。

○委員長（熊坂伸子君） はい。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 八木沢の地区センターについてはね、ずっと以前から地区からの要望があつて、どっか別なところに作ってほしいという要望があつて、やっとなんかこういうふうになった形を見たってことは、本当によかったなと思っております。

それで、現在使ってるところ、あそこは危険なげ地のところであつたり、あるいは建物あの通りどっかの施設を解体したのを持って行って組み立てたっていうやつだと思ふんですが、あそこについては、どういうふうにするところですか、これから。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 今の地区センターは解体いたしまして、敷地が民地でございますので、民間の所有者の方に土地をお返しするというふうに考えてございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 所有者の方からは、特に条件をつけてってということはないですよ。がけ地をしっかりと、何とかしてもらいたいとか何とかってということはないですよ。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 解体して返すということだけで、そのほかの条件は特に受けておりません。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。これより、議案第17号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） ないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第17号は、原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は「原案可決すべきもの」と決定いたしました。

○

付託事件審査（5） 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第19号、公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求める事についてを議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。橋本委員。

○9番（橋本久夫君） まずこの指定管理が決まったってことですが、恐らく前回に引き続いての指定管理者だと思うのですが、これまでもさまざまな運営をして、それなりの評価されたのかなあと。

いろんなことやっているのは、それなりに知っておりましたが、いずれ今回の場合はほかも応募があったのかどうか。その辺の状況をまず教えていただきたい。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 今回もですね、公募で募集したところですけども、応募が1者だけでございました。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） それなりの実績も認められたってことで、今回のものになったと思うんですが。まず今現在で、あそこの市民会館を運営する場合は、職員体制っていうんですか。人員体制っていうのは、上限っていか人数上限というのは決まってるんでしょうか、これは。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 特にですね、何人雇用しなさいということは特に決まってません。ただ舞台関係で専門の方がどうしても必要ですので、そういったところは過不足なく配置するようになってということと、あと大ホール中ホール同時に何かイベントがあった場合の、安全確保のためにそれぞれ必要な人員を配置しなさいと、そういう具体的な指示はしてありますが、人数全体には特に縛りはございません。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 了解しました。

まあ、さまざまな人がね、いろんな事業で見かける場合が結構あったもので、その辺をちょっとお聞きしました。それとあわせて今後、この指定管理をする場合にですね、予算があって、いろんな指定管理の仕方、さまざまあると思うんですが、使用料の問題。

使用料は、これは直接、会館使用料は指定管理者側に行くのか、市のほうに入って、お金の使用料の取り扱いってというのは、この場合はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 使用料につきましては、一応条例で上限が決まっています、その上限の中で指定管理者のほうで徴収するという格好なっていますが、徴収した金額につきましては、指定管理者の収入として、事業費、指定管理料のほうに反映されていくという、そういう仕組みになっております。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員

○9番（橋本久夫君） そうすると、指定管理料プラス使用料を持って運営に当たるってということで、よろしいわけですね。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） はい、そういう内容で結構です。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） あとですね、情報発信体制について、ちょっとお伺いしたいんですけども。

市民会館でさまざまな事業をやって、情報発信、利用を呼びかけたり、入場を呼びかけたりする場合は結構あると思うんですが、今現在やってるのはホームページ上だけのものなのかどうか、その辺の発信体制をちょっとお伺いしたいです。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 文化会館も独自でホームページを持っています。

あとアートサポートセンター自体も持っていますし、あとはフェイスブックだとかですね、そういった部分を活用しているように一応お話は聞いております。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 紙媒体がね、かつては指定管理者前の時は、市民会館が直営でやってる時は、紙媒体みたいな会館だよりみたいなもの出して結構いろんなところでね、公で出していたような気がするんですけども。指定管理移行、なんかこうホームページ的なものしかなかったり、時々いろんな情報見ようとしても、ほとんど遅い場合もあるんですね。掲載がね。

その辺の体制がちょっとなんか少し、強化がちょっとまだ足りないんじゃないかなって私なりに見たし、前回もちょっとね、情報発信をめぐって、ちょっと業者となんかやりとりがあったみたいなんで、その辺の情報発信体制を少し強化させてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長

○文化課長（高橋憲太郎君） 今のような御指摘、確かにPRはどんどんやっていったほうが、私もよろしいと思いますので、今いただいた御指導につきましてはですね、文化会館のほうとも相談しながらですね、前向きにできるようにしていきたいなというふうに思っております。

○委員長（熊坂伸子君） はい、よろしいですか。

次に白石委員。よろしいですか。

それでは坂本委員、どうぞ。

○13番（坂本悦夫君） 質問します。

今度の指定管理も、前と同じ会社なわけですがけれども、今までの活動として会社をですね、どのように、活動をどのように評価しているのか、ちょっとお伺いします。

○13番（坂本悦夫君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） はい。足かけ5年指定管理していただいたわけですが、例えば具体的に申しますと、市民劇であるとかですね、そういったところで、大分新しい文化的なものも発信していただいたのかなということで、そういったところは十分評価できるのではないかな、というふうに考えております。

今ちょっと橋本さんからお話ありましたとおり、ちょっとPR不足の部分もあるんじゃないかというような御指摘もありましたので、そういったところはきちんと対応できるように、指導していきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） どうもありがとうございます。

指定管理はですね、民間の発想を活用してサービスの向上とか、コスト削減を図ることが期待されていたと思うんですけども。ここのところこう見ていると、館長は天下りですよ。

何か、あの、矛盾をしてるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどういうふうに考えてますか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 特に指定管理者内部の人事といいますか、人選について私どもが口出しすることは特にないんですけども。多分役所の仕事の仕方というか、役所経験者をアートサポートセンターさんのほうで選んで、されてるとのことだと思います。うちのほうで、特にこういう人をつていう話は一切しておりません。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） メリットもあるしデメリットもあるということだと思うんですけども。

ただ、最初の謳い文句が、民間の発想を、創意工夫とかそういうものを置きたい、したいんだという謳い文句でしたのでね。そこから判断すればですね、その市民文化会館のトップが天下りでいいのかということは何、やっぱり検討してみる必要があるんじゃないかなというふうに、思います。

指定管理者つていうのは、非常に運営が難しいというふうに思います。二律背反する、矛盾がありますよね。例えば一方ではサービスの向上しなきゃならないと、一方では経費を削減しなきゃならない。サービスを向上しようとするれば、経費はかかる。経費を削減しようとするれば、サービスが落ちるといふ。こういう二律背反する矛盾があると思うんです。そういう意味ではですね非常に限られた期間でもあるし、なかなか目標を実現するのは困難なところがあるのかな、というふうには思うんですけども。

ではどういうことをですね、そういう矛盾を抱えながら、指定管理者は運営をしていかなきゃならないわけですが、市はどういうことを求めているんですか、そのコスト削減は重点なんですか。どうなんでしょうか、その辺は。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） コストの削減も非常に重要なことになると思います。

まず一つはですね、今回の指定管理者の方が評価された点っていうのは芸術文化の自主事業であるとか、そういうものの提案内容が非常にすぐれていると。前回の活動もそうでしたけども、きちんとこの舞台監督置いたりですね、そういったことをきちんとやってるっていうことが非常に評価されたんだと思います。今後も、先ほど言いました市民市民劇含めてですね、そういった新たな事業がどんどん進んでいくだろうと。そういうことも提案の中から読み取れたということになります。

あとお金の面に関しましては、どうしても市の懐具合もありますので、そんなたくさんのお金はどうしても出せないんですが、指定管理者も独自にですね、例えば文化庁から補助金をもらってくるとかそういう活動しながらですね、足りない分の財源を確保しながら、ある一定レベルの事業を展開していくとそういう内容でしたので、そういった部分も評価できるのかなというふうに考えております。

○委員長（熊坂伸子君） はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） わかりました。

ただ、指定管理は期間が設けられていますのでね、運営面では、なかなか長期的な計画っていうのは立てづらいので、どっちかっていうと場当たりの運営しかできないのかなと。そうすると、思っているのが、できないというようなことになるのかな、というふうに思うんです。条例とか規則なんかもありますよね。

そうするとやっぱり、なかなかそのやろうと思っても、民間の実力が発揮できないような。期待をしてもですよ、実力が発揮できないというふうに思うんですけれども。その辺はどういうふうに考えているんでしょう。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 今回、とりあえず5年間の実績を見せていただいた上でですね、今回は31年から35年までの5カ年間でといったような事業展開するのかということでしたけども、その事業内容につきましても、特にこう偏りがあるわけではなくてですね、例えば学校の芸術鑑賞まで含めてですね、きちんとこういういろいろこう目配りしながら計画を立てていただいているなというところは、高く評価できた部分だと思います。

ただ、おっしゃるように10年後20年後どういうふうな形にするのかっていうのは、さすがにこういう制度の中ではですね、なかなか先のことまでこの指定管理者のほうに押しつけるというわけにはいきませんので、そういったところはやはり事務局のほうで少し長めの計画を建てるとかですね、そういうことで対応してかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） わかりました。

私が気になるのは、例えば職員を採用するときにはですね、何て採用するんでしょうか。指定管理5年でしたか、5年ですがね。5年を限定ですよっていうような形で、採用するんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） そこはですね、ちょっと調べてお答えしたいなと思うんですけども、多分、例えばアートサポートセンターのNPOですので、その職員として採用ということもあるでしょうし、その中で派遣できてる方もあると思いますし、現地採用というのも当然あると思います。正規雇用とあと、非常勤とかパートのようなものも組み合わせて、多分成り立ってるかと思うので。そういったところを詳しい話をお聞きした上でですね、お答えしたいなというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 続けて指定管理ができるとは限らないですのでね、正規職員を雇用して配置するっていうのは、難しいのかなというふうに思いますので。そういう意味ではね、短いスパンですので、人材育成っていうか、そういう面もなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っています。

指定管理のこれは、最大の欠点かなというふうに思いますけども。何かを配慮したり考えていかないとね、あれ上手い運営ができないのかな、というふうには思っているところです。以上です。何かありましたら。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 今、お話出ました人材育成につきましては、とりあえず最初の5カ年の中でもですね、職員を会館の中で、技術屋さんを育ててるっていうようなこともやってますし、あとは市民劇とか通じましてですね、一般の市民の方々に対してもそういう技術的なワークショップをやりながら、音響であったり照明であったりというところを手伝えるような人材育成をやってますので。

これは次の5カ年間でも引き続きやっていただきながらですね、職員あるいは市民の方々に、そういうチャンスです、広がっていくようなことは当然やってもらうということで考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） そうしますと、指定管理者が変わっても、職員は継続して採用するという意味でしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） そこについてはさすがに次の指定管理者になってみないとわかりませんので、ちょっと難しいこと、お答えできない部分かなというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） よろしくお願ひします。

補正予算のほう見ると、債務負担行為で、4億1,600万円とっているっていうことで、これが指定管理料になるのかなと思うんですが、現在進めている、この指定管理やっていると比べてこの金額は、どうなっていますか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 直近の5カ年間がですね、平成26年度が年度途中からということもございまして、丸々5カ年ではないんですが、一応実績の予定が3億5,800万ということになります。

今回は丸々5カ年での計算で、4億円ちょっとということになりますが。今回限度額ということですので、提案された金額にそれをお支払いできるくらいの、例えば消費税が上がってもいいくらいの金額をですね、水増しして限度額を設定してますので。そのうちで今後年度ごとに契約しながら、お金をお支払いしていくという、そういう格好になります。

実質的には各年度の金額につきましては、およそ8,000万程度でですね、大きく変化してるっていうことではないです。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） およそ8,000万ぐらい、年間8,000万ぐらいで行くから、同じぐらいの負担になるのではないかっていうことなんです。

それで、今の課長のお話の中でも、消費税が今度上がる予定だということとか、あるいはまた、社会情勢というのかな、その、いろいろ負担が増えていくってということも考えられると思うんですが。そういったことはどういうふうに、市のほうでは見てるんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 指定管理者との取り決めの中でですね、あるんですけども、やはりこうある一定額のところまでは飲み込める分については中で見てもらうんですけども。

例えば燃料費が膨大に上がってしまった、ある一定ラインを超えてしまうと、もう支払いができませんので、そういった場合は協議しながら増額するというのも、契約書の中にはうたってございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） そうですね、経済環境が変わった場合には、ある程度下がったら下げてもらおう。燃料費等ね。下がったら下げてもらおうとかっていうことを、ぜひ交渉しながら進めていただきたいと思うんですが。

それで、この指定管理、市民文化会館の指定管理料の考え方なんですけど、これはあそこの建物の管理料っていうふうに考えるべきなのか。そうではなくて事業をすることによっての事業費の一部も入っているっていうふうに考えたらいいか、これはどういうふうに考えたらいいんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） その施設の維持管理経費も当然、電気代とか、燃料費だとかっていうのは入っています。ただ一番大きいのはやはり、そういった事業を行うための経費、人件費も含めてですけども、それが一番大きい部分だろうというふうには思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） それで、この質問は先ほどの坂本委員とか、橋本委員の質問にも関連してくるんですが。

事業費もある程度見てるっていうお話でしたが、しからばその純粋な管理料、あそこの建物の管理料とは、どういう、比率でもいいですから、どういうふうに見てるんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 各年度の事業費がですね、大体の指定管理料が8,000万円程度としまして、あとは入場料収入とか、その他助成金も含めて、大体1億円程度の年間事業費になってございます。

そのうちですね、事業費としましては、大体1,700万円とか1,800万円ぐらいになります。それ以外の部分が、大体2,000万円弱が事業費ということになりまして、あと残りの部分8,000万円強がですね、人件費から会館の維持管理経費ということになるというふうに考えていただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） こっちの市民交流センターがオープンしたことによって、こっちでも市民文化会館の中ホールくらいのいろんな催し物ができるっていう環境になったっていうことで、市民文化会館の中ホールよりも、こっちの市民交流センターのほうの施設が使い勝手がいいっていうか、駅近だし来やすいっていうことを考えれば、こっちのほうに近い、使いやすい。

そうすると、市民交流センターのほうを、希望する団体のほうが多くなってくのではないのかなっていうような見方ができると思うんです。そうすると市民文化会館の中ホールを使った、いろんなイベントが少なくなっていくのかなっていうような、そういうような予想も立つんですがその辺についてどういうふうに考えて

ますか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 多分、御指摘のような状況も多少やっばりあるのかなってというのは思いますが、まず一つ中ホールと今回の新しい施設の違いが一つ何かということですね、まず中ホールのほう、文化会館のほうはお金を取って催し物をやるような場合は、文化会館のほうと。無料であればこちらのほうでもできるんですけど、こちらのほうでお金を取って興行をするっていうことはできませんので、そういったところの違いはあると思います。

あと、もともとこれは私が答えるべきかどうかあれですけども、財源があつて目的があつてこちらの施設の設置がされてると思いますので、そういったところの兼ね合いの部分で、できるものはこちらを使ってやる方も当然出てきますので、そういった中では、中ホールのほうの利用客さんがちょっと減るっていうことは、多少やっばりあるのかなってという気はしてございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） そういったことは、この指定管理料の中には、反映されているって見ていいんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） これ、今年度の夏あたりから募集をかけてですね、秋冬にかけて確定していったものですから、こちらのほうがちょうどそれを挟んでオープンしてるわけなんですよね。なんで利用状況がどういふものかっていうデータは誰も持っていないので、向こうのサポートセンターの方々もそこまで計算しているかどうかっていうと、ちょっと難しい部分あるのかなってという気がします。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） そうするとあの先ほどの管理料で経済状況が変わった場合、いろんな負担の上限があった場合には、指定管理料については見直しもやぶさかではないっていうお話があったと思うんですが、事業費の部分でもそういうふうを考えていくべきなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 先ほどお答えしました協議事項の部分につきましては、たとえば光熱水費とかですね、そういった直接単価がはね上がった部分だとか、そういうふうには誰が見てもわかる部分については協議ということになると思うんですけども。新しい施設ができて、利用客が動いてしまったからっていうのは、ちょっと協議対象というのはちょっと難しいのかなってという気はします。

ただ、これから様子を見ていかないとですね、利用客がどのように動くかっていうのは、ちょっと今始まったばかりで先の部分がちょっとわからないもんですから。そこはちょっと少し時間いただきながら、検討ということになるんだろうというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） やっばり市民文化会館のこれをどういうふうに使っていくかっていうことを、どういう事業を組んでいくかっていうことが、市民文化会館のなんていうのかな、宮古市民への芸術的な分野での向上を図っていくっていうことから見れば、どういう事業を組んで行くのかっていうことが、すごい大事だと思います。

それで、この何年間かですか、3年ですか。ずっとアートサポートセンターさんにやっていただいていたの評価については、先ほど来の答弁ですと、それなりに評価してるっていうことを伺いました。また一方で坂本委員

が、サポートセンターさん、5年間だけの指定管理だと社員ではないんですが、この職員の身分保障がどうなんでしょう、心配だっというお話もあったんですが。

私は逆にそうではなくて、危機感を持って、もう5年、5年だよ、その間頑張らないと次の仕事がないよ、っていうような危機感を持っていただいたほうが、今の激動の、激しい、テクノロジーの進歩が激しい中では、危機感を持ってやっていただいたほうがいいのかっていうような感じを、私は持っております。その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。難しいかな。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 多分、両方そういう側面多分あるんだと思います。

5年間で実績を上げていただいて、それで評価できる部分というのは、例えばさっき言いました市民劇なんかも含めてですね、もう既に上げていただいておりますので。ただそれが最初の5年で終わって、次の5年の中で全く続かないようなものであれば、やっぱりそれはうまくないし、その中で人材育成もやっていただきたいという思いもございます。

今回、たまたま引き続いて10年間ですね。通算してやっていただくことになりましたので。それでなんていうんですかね、今まで培ってきたものを土台にしてやっていただけるのかなっていう見通しはございます。ここで5年ごとに指定管理者が全く変わってしまいますと、前の方の実績っていうか土台がですね、なかなか次のほうにつながらないというのがあります。もしかしたら例えば、架空の話ですけども、違う方が指定管理受けてしまうと、市民劇のようなものをね、本当に続けたかっていうと、ちょっとそこは黄色信号になった部分もあるのかもわかりません。今回はそれがたまたまなったから、同じ方でよかったんですけども。

ただそういう危惧される部分につきましては、ちょっと先ほどお話ししましたとおり、事務局のほうで、やっぱりこれは、例えば市民劇は大事だからずっとやってきましょうとかって、そういうふうな長期的な計画については、文化館のほうできちんと考えてですね、指定管理者ともし変わってもですね、そこは共有しながら進めていく部分ということがあると思います。

あと、加藤委員がおっしゃられたように、5年間で危機感をもってやりなさいっていうのは、やはりそれは大事なことだと思います。やはりこの中で実績をきちんと上げて、評価できるようなそういう仕事をやっていただきたいという思いは私もございますので、そういったところはやはり伝えていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） はい、ありがとうございます。

市民文化会館が何のためにあるのかっていうこと、それをしっかりと目的意識を市のほうでも伝えながら目的に合った形での運営をしていただきたいなと、そのようにしてもらいたいなという意見を言って終わります。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 今、加藤委員のお話の中で、中ホールのやりとりがあったんですけども。

その辺ちょっと1点だけお伺いしたいんですが、今後あそこの利用も含めてですね、修繕費の問題がそこで出てくるのかなっていうのは、要するに中ホールとしての、箱的ないろんな収容人員的なのは、ちょうどいいようなスペースであるんですけども。例えばシンポジウムやったり、セミナーやったり、会議をやる分には恐らくそれなりにいいスペースなんですけども、1番使い勝手が悪いのが、その音楽的な部分で、前も修繕費の問題で質問した時があるんですけども。

要するにあそこが音響的な問題で、なかなか使い勝手が悪くて、人が離れていく傾向にあるんじゃないかっていうことが、前から指摘されているわけなんです。その辺で例えば、音響板の問題とか、そういう改善の問題は、どういうふうに捉えていますでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 高橋文化課長。

○文化課長（高橋憲太郎君） 今お話のありました中ホールにつきましては、まずとりあえずですね、当面は例えば、芸文協さんも含めてですね、そういった要望がありまして。例えば、音響反射盤設置できないかとかっていうようなお話いただきましたので、とりあえず予算的なものをですね、できれば今年、次年度予算あたりですね、実現できるようなことは、ちょっと努力していきたいなというふうに考えております。

すぐできることはそういった形で対応していきたいと思っておりますし、あとどうしても改修工事となりますと、かなりの金額になると思っておりますので、そういったところは、すぐすぐっていうわけにはいきませんでしょうか。市の総合計画の中で位置づけて、こういった年度にそういったものが対応可能かというようなところはですね、中ホールに限らず文化会館全体をどうしていくかっていうことも、今後、計画していかなきやならないなというふうには考えてございます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより、議案第19号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） ないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第19号は「原案可決すべきもの」と決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって議案第19号は原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。12月21日の本会議における、議案第14号、15号、16号、17号及び議案第19号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

閉 会

○委員長（熊坂伸子君） 以上で付託事件審査を終わります。

午後2時55分 閉会（※説明事項は割愛）

宮古市議会教育民生常任委員会 熊坂伸子

Ver. 01 (20181211)